

新旧対照表

○委託業務等成績評定要領

新	旧
(評定の対象) 第2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の各号に掲げる業務とする。 (1) 地質・土質調査業務共通仕様書_____に定める地質・土質調査業務及び別に定める基準により定められる単純調査業務（以下「単純調査業務」という。） (2) 測量業務共通仕様書_____に定める測量業務 (3) 用地調査等共通仕様書（案）に定める用地調査等業務 (4) 工損調査業務共通仕様書_____に定める工損調査等業務 (5) 設計業務等共通仕様書_____に定める調査業務及び計画業務 (6) 設計業務等共通仕様書_____に定める設計業務 (7) その他発注機関の長が必要であると認める業務 2 評定は、委託業務等の目的により、次の各号に掲げる業務に分類して行う。 (1) 測量業務 (2) 地質調査業務 (3) 単純調査業務 (4) 調査業務及び計画業務 (5) 設計業務（概略設計及び予備設計） (6) 設計業務（詳細設計） 3 評定は、原則として1件の当初請負代金額が500万円以上の委託業務等について行うものとする。	(評定の対象) 第2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の各号に掲げる業務とする。 (1) 地質・土質調査業務共通仕様書<u>（案）</u>に定める地質・土質調査業務及び別に定める基準により定められる単純調査業務（以下「単純調査業務」という。） (2) 測量業務共通仕様書<u>（案）</u>に定める測量業務 (3) 用地調査等共通仕様書（案）に定める用地調査等業務 (4) 工損調査業務共通仕様書<u>（案）</u>に定める工損調査等業務 (5) 設計業務等共通仕様書<u>（案）</u>に定める調査業務及び計画業務 (6) 設計業務等共通仕様書<u>（案）</u>に定める設計業務 (7) その他発注機関の長が必要であると認める業務 2 評定は、委託業務等の目的により、次の各号に掲げる業務に分類して行う。 (1) 測量業務 (2) 地質調査業務 (3) 単純調査業務 (4) 調査業務及び計画業務 (5) 設計業務（概略設計及び予備設計） (6) 設計業務（詳細設計） 3 評定は、原則として1件の当初請負代金額が500万円以上の委託業務等について行うものとする。